# Ⅳ. 附属参考資料

1.	「社会保険庁が達成すべき目標」、	頁
	「社会保険事業計画」と実績評価について	6 9
2.	実績評価に関する関係法令(抜粋)	7 0
3 .	社会保険庁の事務の実施基準及び準則	7 2
4.	平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)	7 5

# 「社会保険庁が達成すべき目標」、「社会保険事業計画」と実績評価について

厚生労働省 社会保険庁の事務の実施基準及び準則(平成13年3月事務次官通達) (中央省庁等改革基本法 第16条第6項) (厚生労働大臣策定) 〇〇年度において社会保険庁が達成すべき目 目標に対する実績の評価 目標設定 実績報告(平成19 実績評価 (平成 19 年度は12月) (2月) 年度は10月) 社会保険庁 (本庁) 〇翌年度の計画 社会保険事業計画 運営評議会へ への反映 の中間報告 具体的な事業運営方針及び実施計画を策定(3月) ヒアリング、指導・監察 全体計画案を示して地方 計画を策定指示(2月)、 (サービス推進課・社会保険 調整後に確定(3月) 指導室、及び所管各課) 地方社会保険事務局 社会保険事務局事業計画 実績報告 中間報告の 〇翌年度の計画 ための集計 への反映 ○ 社会保険事業計画に基づき、社会保険事務局と社会保険 事務所が取り組む計画を策定(3月)

# 実績評価に関する関係法令 ~抜 粋~

# 〇中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)

#### 第十六条

- 6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の 企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限と して留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に 委任すること。
  - 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された 事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとと もに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価し て公表すること。

# <u>○厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)</u>

第二十七条 社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。

#### 〇行政機関が行う政策の評価に関する法律

(平成13年6月29日法律第86号)

- 第六条 行政機関の長(行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会又は公 害等調整委員会である場合にあっては、それぞれ公正取引委員会、国家公安 委員会又は公害等調整委員会。以下同じ。)は、基本方針に基づき、当該行政 機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価 に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 六 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価 の実施に関する事項
- 第七条 行政機関の長は、一年ごとに、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。
- 2 実施計画においては、計画期間並びに次に掲げる政策及び当該政策ごとの 具体的な事後評価の方法を定めなければならない。
  - 一 前条第二項第六号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象と しようとする政策

## 〇政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定)

- I 政策評価に関する基本計画の指針
  - 5 事後評価の実施に関する基本的な事項
    - エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第7条第2項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

#### ○厚生労働省における政策評価に関する基本計画

(平成14年4月1日厚生労働大臣決定)

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間とする。

- 7 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の 実施に関する事項
- (4) 社会保険庁の実績の評価

厚生労働省の外局である社会保険庁については、中央省庁等改革基本法 (平成10年法律第103号)第16条に規定する実施庁として、社会保 険庁長官にその権限が委任された事務の実施基準を定めて公表するととも に、達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表する。

# 〇厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(平成14年4月1日厚生労働大臣決定)

2 計画期間

本計画の対象期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。

5 社会保険庁の実績の評価

平成14年度における社会保険庁の実績の評価については、社会保険庁から事務の実施状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に評価を 実施し、その結果を8月末を目途に公表するものとする。

# 社会保険庁の事務の実施基準及び準則

平成 1 3 年 3 月 厚生労働事務次官依命通達

#### I 実施基準

社会保険庁は、政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民 年金事業(以下「社会保険事業」という。)の保険者として、適正かつ安定的に事業を運営 するとともに、厚生労働省設置法等により、その任務とされた事務を適正に実施する。

また、事業の運営に当たっては、常に国民の立場に立ち、透明性の確保を図るとともに、事務の効率化を進め、もって、社会保険事業に対する国民の理解と信頼を得る。

#### Ⅱ 事務の実施準則

- 1 適用事務に関する事項
- (1)政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る各種届 書等の適正な届出及び早期提出について、事業主(船舶所有者を含む。以下同じ。) 及び被保険者に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (2) 事業主に対し的確かつ効率的な調査を行うことにより、政府が管掌する健康保険 事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る被保険者(被扶養者を含む。)に係 る資格及び標準報酬等を適正に把握すること。
- (3) 国民年金の未加入者の把握及び確実な適用に努めること。
- (4) 国民年金の第一号被保険者及び第三号被保険者に係る被保険者種別変更の届書等の適正な届出及び早期提出について、被保険者等に的確に周知するとともに、励行を促進すること。
- (5) 年金に関する被保険者記録については、正確に管理すること。
- (6) その他被保険者等の適用については、関係法令に基づき適正に行うこと。

### 2 保険料等収納事務に関する事項

- (1)政府が管掌する健康保険事業、船員保険事業及び厚生年金保険事業に係る保険料並びに児童手当事業に係る拠出金(以下「保険料等」という。)の収納の確保については、事業主に対する制度啓発、口座振替の促進等により、保険料等の納期内の納入を促進すること。
- (2) 保険料等を滞納する事業主に対する納付の督促及び国税滞納処分の例による処分を確実に実施すること。
- (3) 国民年金の保険料の収納については、年金制度及び保険料納付の重要性についての啓発、納付督励、口座振替の促進、納付しやすい環境づくりを進めるとともに、より一層効果的な収納確保方策について工夫し、適正な収納に努めること。
- (4) 介護保険法に基づく介護保険料の徴収事務については、円滑な実施を図ること。
- (5) その他保険料等の収納については、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 3 保険給付事務に関する事項

- (1) 社会保険事業に係る保険給付については、正確に決定及び支払を行うこと。
- (2) レセプトの点検調査、医療費通知等により、医療給付の適正化を図ること。
- (3) 厚生年金保険事業及び国民年金事業に係る保険給付については、各種届書等の適正な届出について、受給権者等に的確に周知し、励行を促進すること。
- (4) その他保険給付の事務については、関係法令に基づき適正に行うこと。

#### 4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

- (1)被保険者等の健康管理意識の高揚及び健康の保持増進を図り、ひいては医療給付 を適正なものとするため、生活習慣病予防健診、それに基づく事後指導等の事業を 適切に実施すること。
- (2) その他の保健事業及び福祉施設事業については、適切に実施すること。
- 5 広報、情報公開、相談等に関する事項
- (1) 社会保険事業に対する国民の理解と信頼を確保するため、効果的な広報を行うこと。
- (2) 相談体制を整備し、国民からの相談に対しては、懇切丁寧に対応すること。 また、事業に関する意見は真摯に聞き、事業の改善に役立てること。
- (3) 職務上知り得た個人情報については、厳正に保護すること。
- (4) 国民に対する情報提供の充実を図るとともに、レセプトの開示等についても適切 に対応すること。
- (5) 職員の専門的な知識の習得及び資質の向上を図ること。

# 平成20年度において社会保険庁が達成すべき目標(案)

平成20年度において、社会保険庁長官に権限を委任した事務に係る社会保険庁が達成すべき目標については、以下のとおりとする。

年金記録問題により社会保険庁のこれまでの業務に対する国民の信頼が損なわれている状況に対し、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1月)等に基づく取組を着実に実施するとともに、「年金記録問題検証委員会報告書」(平成19年10月)等の指摘も踏まえ、業務の管理・運営に係る様々な改革を推進し、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要がある。

また、社会保険庁においては、

- ①「業務改革プログラム」による改革の着実な実施、
- ②平成20年10月の全国健康保険協会の設立に伴う健康保険事業の円滑かつ着実な移行、
- ③平成22年1月の日本年金機構の設立に向けた、組織、業務の運営を円滑に行うための所要の準備を進める必要がある。

少子高齢化が一段と進む中、国民生活の安定を保障する社会保険を担う組織として、国民に真に信頼される組織に再生していくために、 年金記録問題の解決と新組織への移行に向けた社会保険庁の改革に全力を挙げて取り組むことが、年金制度に対する国民の信頼を回復する ために必要不可欠である。

達成すべき目標	参考指標(平成18年度実績)				
1 適用事務に関する事項	・第1号被保険者数	21, 230, 496人			
(1)国民年金の被保険者種別変更等の適正な届出の促進や、職権による適用により、	・第1号資格取得者数	5, 328, 917人			
国民年金の適用の適正化を図る。	・第1号資格喪失者数	5, 999, 645人			
(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の未適用事業所(船員保険は船舶所有者)の適用を促進するとともに、適用事業所からの被保険者資格の得喪、被扶養者、標準報酬月額、標準賞与額等に係る適正な届出の促進、適	・訪問勧奨実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険	28,961事業所			
格の存受、依然養有、標準報酬月額、標準員子額等に保る過止な個面の促進、過 正な事務処理の徹底を図る。 ○重点加入指導実施事業所数:前年度を上回る	・重点加入指導実施事業所数 厚生年金・政府管掌健康保険	6,786事業所			

・事業所調査効果件数 [ 資格得喪関係] [標準報酬月額関係	厚 政 ]厚	守管掌	健康保金保	保険 と険	: :				4 7	0 1	,	2	1 5	0 1 2 2 3 2	件 件
・新規適用事業所数	政用	生 年 守管掌 員	健康的	呆険	:			8 0 7 8	,	9	7	3	事	業業業	昕
•全被保険者資格喪	厚政府	業所数 生 年 守管員	金保健康保	呆険	:			4 1 4 0		7	9	0	事		所
・適用事業所数	政府	生 年 守管掌 員	健康	呆険	:		5	48		5	3	4	事	業	听
・賞与支払事業所数	厚政府	度延数 生 年 守管員	金 保 健康(	k 険 険 険	:	1, 1,	9 6	$^{27}$	,	0	9	2	事	業	所
・資格取得被保険者数	厚 政R	生 年 守管掌 員	健康的	呆険	:		7, 4,	2	5 3 2	0	,	4	9	7	人
・資格喪失被保険者数	厚政府	生 年 守管掌 員	健康	呆険	:		6, 4,	4 5	4 5 2	5	,	6	3	5,	人
· 被保険者数	政府	生 年 守管掌 員	健康	呆険	:	3	9,	7 5	0	1	,	1	7	2	人
・被扶養者数		存管掌 員				1	6,	4	3	7 7	,	1 6	3 5	6 7	人 人

達成すべき目標	参考指標	
2 保険料等収納事務に関する事項	・催告状発行件数	1,863万件
(1) 国民年金保険料について、納めやすい環境づくり、効果的・効率的な納付督励の展開、強制徴収の厳正な執行、免除・猶予制度の利用促進等により、納付月数の増加と	・電話納付督励件数 ・戸別訪問件数	5 4 5 万件
┃ 未納者数の減少を図る。		
平成20年度においては、現年度分保険料の納付率80%の目標達成に向けて最大限努力するとともに、平成18年度分保険料の最終的な納付率が平成17年度分保険料の最終的な納付率を上回るよう努める。	· 最終催告状発送件数	310,551件
なお、納付率向上の取組に関する目標と評価について、引き続き、次の点の検討を 進め、平成20年度中に考え方を明ました。 20 大神書の見任度中に考えます。	・保険料納付月数	12,396万月
① 未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、実施機関として保険料徴収に取り組む対象範囲を明確に  -	•保険料納付対象月数 	18,701万月
した上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて引き続き検討する。	・免除件数	3, 204, 829件
② 未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指す  -	• 若年者納付猶予件数	373,156件
べき目標の在り方を引き続き検討する。	• 学生納付特例件数	1,702,861件
	• 督促状送付件数	100,890件
	<ul><li>・コンビニ収納件数</li></ul>	749万件
	・追納件数	615,003件
(2) 厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な 納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有	・差押え実施事業所数(実事業所数)	15,613件
者)に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	108,070件
○保険料収納率 <sup>±)</sup> 厚 生 年 金 保 険:98%以上で、かつ、前年度と同等の実績を確保 -	・労働保険との共通調査事業所数	
すって、		3,193件
○口座振替実施率 厚 生 年 金 保 険:8 4 %以上 政府管掌健康保険:8 5 %以上	・保険料収納率 厚生年金保険: 政府管掌健康保険: 船員保険:	98.7%
船 員 保 険:57%以上 注)上記の保険料収納率は、現年度分保険料調定額及び過年度分保険料調定(繰越)額 の合計額に対する当年度の収納額の割合	・口座振替実施率 厚 生 年 金 保 険 : 政府管掌健康保険 : 船 員 保 険 :	8 4. 0 % 8 5. 2 % 5 6. 4 %

١.	
78-	

達成すべき目標	参考指標
3 保険給付事務に関する事項	・新規裁定者あてパンフレット送付件数 2,048,781部
	・年金給付費 基礎年金(国民年金): 15兆3,058億円 厚生年金 : 22兆2,541億円
○ 請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの所要日数の目標 (サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会、実地調査 及び市町村からの回付に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 老齢基礎・老齢厚生年金: 2か月以内	<ul> <li>・年金受給権者数 基礎年金(国民年金):25,419,830人 厚生年金 :26,155,333人 船員保険(新法) : 2,172人</li> </ul>
(加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) 遺族基礎・遺族厚生年金:2か月以内 (加入状況の再確認を要しない方は、1か月以内) 障害基礎年金:3か月以内 障害厚生年金:3か月半以内	・新規裁定受給権者数 基礎年金 (国民年金): 475,151人 厚生年金: 1,673,250人 船員保険 (新法): 82人
(2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速 な決定及び適正な支給に努める。	・現金給付費 政府管掌健康保険: 5,516億円 船 員 保 険: 55億円
○ 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標(サービススタンダード)について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。 傷病手当金 : 3週間以内 出産手当金 : 3週間以内 出産育児一時金 : 3週間以内 家族出産育児一時金 : 3週間以内 埋葬料(費) : 3週間以内 家族埋葬料 : 3週間以内	・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金) 政府管掌健康保険: 1.42日 船員保険 : 6.44日
(3) 年金記録問題への対応については、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金 記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日年金業務刷新に関する政府・ 与党連絡協議会取りまとめ)、「年金記録問題に関する今後の対応」(平成20年1 月24日)等に基づき着実に実施する。	

達成すべき目標	参考指標
4 社会保険オンラインシステムの見直し	
(1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画に基づき、見直しを実施する。	

達成すべき目標	参考指標
5 広報、情報公開、相談等に関する事項	・ホームページアクセス数 8,086万件
(1) 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。	・新聞広報の接触率 30.1%
○生徒に対する年金セミナーの実施率:全中学・高校数の35%以上	・年金セミナー中学・高校生対象32.1%大学生対象23セミナー
(2)被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金 個人情報の提供の充実を図る。ねんきんダイヤル応答率については前年度以上とな	<ul><li>・ねんきんダイヤル応答率 69.4%</li></ul>
個人情報の延供の元美を図る。 ねんさんダイヤル心合学については前年度以上となる るよう努める。	・年金相談者数(来訪相談者数) 8,000,500人
	・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数 176,339件
	・年金加入状況の通知件数 11,758,769件
(3)個人情報保護の重要性についての認識が徹底された職場を実現するとともに、 国民に対する適切な情報公開を行う。	・個人情報保護研修受研率 99.9%
	<ul><li>・レセプト開示件数</li><li>6,172件</li></ul>
○四八目前床暖圳形文训学・100万	・情報公開法に基づく開示請求件数 本庁分: 63件 地方分: 7,959件

-	٠.	_
c	2	
3	_	
	1	

達成すべき目標		参考指標	
6 保健事業及び福祉施設事業に関する事項	・被保険者1人当たり	レセプト点検効果額 健康保険(資格点検)	2,012円
(1)政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。		健康保険: 船員保険:	37,242億円204億円
○被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く) 政府管掌健康保険:内容点検 439円以上		健康保険: 船員保険:	28,109,378件 64,781件
外傷点検 1,353円以上	・負傷原因照会件数		344,578件
		健康保険: 船員保険:	125,975件 721件
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	929, 294, 495円 55, 275, 397円
		総額(政府管掌健康保 内容点検 外傷点検 資格点検	と険) 17,052百万円 8,466百万円 39,134百万円
(2) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。 特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、特定健康診査・特定保健指導を実施するため、被保険者に対する生活習慣病予防健診事業を拡充するとともに、被扶養者	·健診実施者数 健康保険(40歳 船員保険(40歳		3,267,977人 15,254人
「対する健診事業を効率的に実施し、それらの健診結果等に基づき特定保健指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。 平成20年度においては、今後特定健康診査等基本方針で定める実施率(平成24年度において特定健康診査70%、特定保健指導45%)の達成に向けて、特定健康診査40%以上(被保険者・一般健診)、特定保健指導28%以上(被保険者・政管健保)が達成できるよう、平成20年度上半期においては、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。	• 事後指導実施者数		653,864人
(3) 社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化計画を実施する。			